

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災県において、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知をお願いします。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途連絡します。

記

- (1) 麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 24 条第 10 項に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合及び麻薬小売業者が、同条第 12 項第 2 号の規定に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合は、譲渡を行う麻薬卸売業者等の業務所の所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
 - (2) 譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を当該地方厚生局麻薬取締部に提出してください。
- ※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく他の麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

以 上